



茨城県報

第 1 4 8 1 号

平成15年 7 月 7 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（厚生総務課） 1

茨城県健康増進法施行細則（保健予防課） 4

告 示

指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課） 12

指定居宅サービス事業者の変更（高齢福祉課） 12

指定居宅介護支援事業者の指定（2件）（高齢福祉課） 12

大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課） 13

地方卸売市場の廃止（園芸流通課） 14

茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し（出納第一課） 14

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（県税事務所） 15

公 告

県有財産（土地）の買受者の公募について（管財課） 15

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課） 16

卸売業務の廃止（園芸流通課） 17

しらうおさし網漁業（地方名称：しらうお建網漁業）の許可を申請すべき期間（漁政課） 17

正 誤

平成15年 6 月19日付け茨城県報第1476号中 17

規 則

茨城県規則第62号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年茨城県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表（3）福祉資金の表中「4,272,000円」を「4,464,000円」に改める。

別表（5）修学資金の表修学費の項貸付限度額の欄を次のように改める。

国公立高等学校

自宅通学の場合

- 1, 2 年 18,000円以内
- 3 年 17,000円以内

自宅外通学の場合

- 1, 2 年 23,000円以内
- 3 年 22,000円以内

私立高等学校

自宅通学の場合

- 1, 2 年 30,000円以内
- 3 年 29,000円以内

自宅外通学の場合

- 1, 2 年 35,000円以内
- 3 年 34,000円以内

国公立高等専門学校

自宅通学の場合

- 1, 2 年 21,000円以内
- 3 年 20,000円以内
- 4 年 43,000円以内
- 5 年 42,000円以内

自宅外通学の場合

- 1, 2 年 22,500円以内
- 3 年 21,500円以内
- 4 年 49,000円以内
- 5 年 48,000円以内

私立高等専門学校

自宅通学の場合

- 1, 2 年 32,000円以内
- 3 年 31,000円以内
- 4 年 51,000円以内
- 5 年 50,000円以内

自宅外通学の場合

- 1, 2 年 35,000円以内
- 3 年 34,00円以内
- 4, 5 年 58,000円以内

国公立短期大学

自宅通学の場合

- 1, 2 年 44,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 50,000円以内

私立短期大学

自宅通学の場合

1, 2年 52,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 59,000円以内

国公立大学

自宅通学の場合

1, 2年 44,000円以内

3, 4年 43,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 50,000円以内

3, 4年 49,000円以内

私立大学

自宅通学の場合

1, 2年 53,000円以内

3, 4年 52,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 63,000円以内

3, 4年 62,000円以内

国公立専修学校高等課程

自宅通学の場合

1, 2年 18,000円以内

3年 17,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 23,000円以内

3年 22,000円以内

私立専修学校高等課程

自宅通学の場合

1, 2年 30,000円以内

3年 29,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 35,000円以内

3年 34,000円以内

国公立専修学校専門課程

自宅通学の場合

1, 2年 44,000円以内

自宅外通学の場合

1, 2年 50,000円以内

私立専修学校専門課程 自宅通学の場合 1, 2 年 52,000円以内 自宅外通学の場合 1, 2 年 59,000円以内

別表 (5) 修学資金の表就学支度費の項中「165,000円」を「215,000円」に、「290,000円」を「350,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。

茨城県規則第63号

茨城県健康増進法施行細則を次のように定める。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成14年厚生労働省令第86号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

第 2 条 法第20条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設事業開始届（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第20条第 2 項前段の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届（様式第 2 号）により行うものとする。

3 法第20条第 2 項後段の規定による休止又は廃止の届出は、特定給食施設事業休止（廃止）届（様式第 3 号）により行うものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

第 3 条 知事は、法第21条第 1 項の規定による指定をしたときは、健康増進法第21条第 1 項の規定による指定通知書（様式第 4 号）により、当該指定に係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。

2 知事は、法第21条第 1 項の規定による指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第 5 号）により、当該取消しに係る特定給食施設の設置者に通知するものとする。

(特定給食施設の設置者に対する指導)

第 4 条 知事は、法第22条の規定による指導を行ったときは、特定給食施設指導票（様式第 6 号）を当該特定給食施設の設置者に交付しなければならない。

(特別用途表示許可の申請)

第 5 条 法第26条第 2 項の規定による申請書の提出は、その営業所の所在地を管轄する保健所長を経由して行うものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 茨城県栄養改善法施行細則 (昭和37年茨城県規則第69号) は、廃止する。

様式第 1 号 (第 2 条第 1 項関係)

特定給食施設事業開始届

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住 所
氏 名 印〔法人にあっては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名〕

特定給食施設の事業を開始したので、健康増進法第20条第 1 項の規定により届け出ます。

特定給食施設の 種類					
特定給食施設の名称					
特定給食施設の所在地					
設 置 者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
給食の開始年月日	年 月 日				
1 日の予定給食数	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他 ()	計
管理栄養士の員数	人		栄養士の 員 数	人	

備考：給食事業の開始の日から 1 月以内に届け出てください。

様式第 2 号 (第 2 条第 2 項関係)

特定給食施設届出事項変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名〕

特定給食施設について、次のとおり変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	

備考：変更の日から 1 月以内に届け出てください。

様式第 3 号 (第 2 条第 3 項関係)

特定給食施設事業休止 (廃止) 届

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住 所
氏 名 印〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名〕

特定給食施設の事業について、次のとおり休止 (廃止) したので、健康増進法第20条第 2 項の規定により届け出ます。

特定給食施設の名称	
特定給食施設の所在地	
事業休止(廃止)年月日	年 月 日
休止 (廃止) した理由	

備考：休止 (廃止) の日から 1 月以内に届け出てください。

様式第 4 号 (第 3 条第 1 項関係)

健康増進法第21条第 1 項の規定による指定通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

下記の施設を、健康増進法第21条第 1 項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設として指定したので、健康増進法施行細則第 3 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号

様式第 5 号 (第 3 条第 2 項関係)

指定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日付け第 号で健康増進法第21条第 1 項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設として指定した下記の施設については、その指定を取り消したので、健康増進法施行細則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 特定給食施設の名称
- 2 特定給食施設の所在地
- 3 指定番号

様式第 6 号 (第 4 条関係)

特定給食施設指導票

		整理番号	
		年	月 日
殿			
特定給食施設の名称			
特定給食施設の所在地			
あなたの設置する特定給食施設について、次のとおり改善を必要とする事項が認められるので、速やかに改善するよう健康増進法第22条の規定により指導します。			
項 目	現状及び改善を必要とする事項		
		茨城県知事	印

告 示

茨城県告示第1055号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 いばらき 総合介護サービス	有限会社 いばらき総合介護サービス	那珂郡大宮町357番地 4	福祉用具貸与	平成15年 6月26日
有限会社 パスカル	訪問介護サービス わかくさ	水戸市住吉町192番地146	訪問介護	平成15年 6月26日

茨城県告示第1056号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変 更 年月日
0870101441	有限会社 北関東総合サービス	在宅介護サービスまごの手	水戸市本町3丁目2番26	訪問介護	事業所の所在地	平成15年 6月27日

茨城県告示第1057号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人社団 いばらき会	いばらき会ケアプランセンター	ひたちなか市田彦字雷土1390番地7	居宅介護支援	平成15年 6月26日

茨城県告示第1058号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
0870101441	有限会社 北関東総合サービス	在宅介護サービスまごの手	水戸市本町 3 丁目 2 の26	居宅介護支援	平成15年 6 月27日

茨城県告示第1059号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コージン

代表取締役 寺 田 信 平

(2) 住所

龍ヶ崎市1692番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田1753番地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年 6 月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5	川 野 幸 夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町吉行字向 1 6	矢 野 博 丈
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 1	松 本 南海雄
株式会社高崎屋	龍ヶ崎市砂町5149	寺 田 信 平
有限会社平田武雄商店	龍ヶ崎市大徳町1174	平 田 正 雄
シャルンカメラ	龍ヶ崎市砂町5110	海 田 和 宏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,106㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 314台
 (イ) 駐輪場の収容台数 100台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 133㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 48㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
 3箇所
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 3 時 ~ 午後 11 時 05 分

3 届出年月日

平成15年 5 月 29 日

茨城県告示第1060号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次の地方卸売市場について廃止を許可したので、茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第25条の規定により公示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 廃止する地方卸売市場の名称
高萩中央青果地方卸売市場
- 2 廃止する地方卸売市場の位置
高萩市安良川113番地
- 3 廃止する地方卸売市場の取扱品目の部類
青果部
- 4 廃止許可年月日
平成15年 6 月 30 日

茨城県告示第1061号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成15年 6 月30日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

つくば市大字上郷3621番地

つくば市豊里農業協同組合

代表理事組合長 坂 入 豪

茨城県告示第1062号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則 (昭和34年茨城県規則第107号) 第33条の 3 の規定により告示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県常陸太田県税事務所長 黒 羽 真 之

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	大一商事株式会社	茨城県日立市久慈町 3 - 2 - 8	平成15年 5 月31日

公 告

県有財産 (土地) の買受者の公募について

県有財産 (土地) の買受者を次のとおり公募する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 分譲する県有財産 (土地)

所在及び地番	地目	実測面積 (㎡)	価格 (円)	用途地域
水戸市東原 2 丁目4662番16	宅地	227.14	22,700,000	第一種住居地域

- 2 応募資格

買受けの申込み (以下「応募」という。) をすることができるのは、次の要件のすべてに該当する者 (法人を除く。) とする。

なお、2 者以上が連名により応募する場合は、それらの者全員が次の要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 買い受けた土地に自ら居住する住宅を建築し、及び入居すること。
- (2) 代金の支払が確実であると見込まれること。
- (3) 買い受けた土地を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。

- 3 応募書類の受付場所, 応募要領の配布場所及び問合せ先

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課

電話 029 - 301 - 2380

応募要領は、インターネットの茨城県ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/tp/tochi>) にも掲載する。

4 応募期間

平成15年 8 月18日 (月) から 8 月23日 (土) までの午前 9 時から午後 5 時まで (8 月23日 (土) については、午前 9 時から正午まで)

5 応募に必要な書類

応募要領に定めるとおり

6 応募方法

応募に必要な書類を、応募期間内に受付場所に持参すること。

なお、一つの世帯が複数の応募をすることはできない。

7 買受者の決定方法

応募者が 1 名の場合はその者を、2 名以上の場合は抽選により選ばれた者を買受者に決定する。

8 抽選の日時及び場所

(1) 日時 平成15年 8 月23日 (土) 午後 1 時30分から

(2) 場所 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁入札室

9 土地売買契約上の特約

(1) 所有権移転の日から 5 年間は、自己が所有し、及び居住する住宅の敷地として使用すること。

(2) 所有権移転の日から 5 年以内に、自己所有の住宅を建築すること。

(3) 所有権移転の日から 5 年間は、売買、交換、贈与等による所有権の第三者への移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃貸借その他使用及び収益を目的とする権利の設定 (当該土地の購入又は当該土地に住宅を建築するための借入れに伴う抵当権の設定を除く。) を行ってはならない (知事がやむを得ないと認める場合を除く。)

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年 8 月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 6 月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 YUIプロジェクト

3 代表者の氏名

局 博 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市東大和田町121番地58

5 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、福祉に関する幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うとともに不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力をを行い馬介在療法（乗馬によるリハビリテーション）の技術水準の向上、療養・更正施設の質の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、農山村と都市の交流、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

卸売業務の廃止

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による許可に係る卸売業務について、茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第11条第 1 項の規定による卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第25条の規定により、次のとおり公示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の所在地及び名称  
高萩市安良川113番地  
協同組合高萩青果市場
- 2 届出者が卸売業務を行っていた地方卸売市場の位置及び名称  
高萩市安良川113番地  
高萩中央青果地方卸売市場
- 3 卸売業務を廃止した取扱品目の部類  
青果部
- 4 届出年月日  
平成15年 2 月28日

しらうおさし網漁業（地方名称：しらうお建網漁業）の許可を申請すべき期間

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第 8 条第 2 項の規定により、さし網漁業のうちしらうおさし網漁業（地方名称：しらうお建網漁業）の許可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成15年 7 月 7 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 草 野 和 之

申請期間

平成15年 7 月22日（火）から平成15年 8 月12日（火）まで

正 誤

平成15年 6 月19日付け茨城県報第1476号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤              | 正              |
|-----|--------|----------------|----------------|
| 15  | 上から 3  | 平成15年 7 月16日まで | 平成15年 7 月17日まで |
| 15  | 上から 16 | 平成15年 7 月16日まで | 平成15年 7 月17日まで |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)